

## 平成 25 年度保育所（園）入所

# 二次募集の受け付け開始

平成 25 年度の保育所（園）入所の二次募集を行います。対象の保育所（園）は 12 月中旬以降に本市ホームページや前橋保健センター内保育課の窓口でお知らせします。

なお、定員に達している保育所（園）は、申し込みをしても待機となります。

入所決定 = 2 月中旬までに審査により決定。産休・育休明けの申し込みは、入所希望日の前月中旬までに決定

申込書の配布 = 各保育所（園）、前橋保健センタ

問い合わせは **保育課** ☎ 220-5705

一内保育課窓口、大胡・宮城・粕川・富士見支所で

申し込み = 1 月 4 日（金）～ 21 日（月）に申込書と必要書類を用意して、希望する保育所（園）へ直接

### ■閉所時間を変更します

4 月 1 日（月）から次の保育所の閉所時間は、午後 6 時 30 分になります。

対象の保育所 = 第一・第三・芳賀・桂萱・南橋・元総社・総社・清里・上川淵・下川淵・荒砥保育所

## 電話予約の社会実験

# るんるんバスの利用方法が変わります

問い合わせは **交通政策課** ☎ 898-5939

現在、富士見地区を運行している「るんるんバス」のデマンド化を検討しています。その一環として、12 月 16 日（日）から運行を電話予約制にする社会実験を行います。

このため利用する際は、事前に予約が必要になります。乗車・降車バス停と人数、乗車希望時刻を告げて、バスが到着する時間を確認してから、

停留所でバスを待ってください。

予約電話番号 = 253-0101

運行時間 = 午前 8 時 30 分～午後 7 時（予約は当日の午前 8 時～午後 6 時）

運賃 = 200 円（小中学生は 100 円）



## 利用方法

① 予約センターに電話して  
・乗るバス停  
・降りるバス停  
・人数  
・乗車希望時刻  
を伝えてください。

富士見支所から観光案内所までお願いいたします。



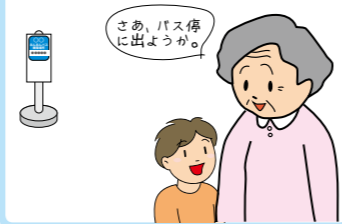
② 乗るバス停にバスが来る時刻をお伝えします。

今でしたら 10 時 30 分に来れますよ。



③ バスが来る時刻が近くなったら、バス停に出ましょう。

さあ、バス停に出ようか。



## 新しい公共移動支援サービスを全市で検討



今回、富士見地区でるんるんバスデマンド化の社会実験をスタートしますが、今後、高齢者がさらに増えていく中で、本市の公共交通の現状をみると、既存の公共交通では対応しきれない移動困難者や交通不便地域の解消に向けた対策が求められています。

新しい公共移動支援サービスとして、デマンドバスの導入の検討を進めています。

## もうすぐ市県民税の申告時期

# お答えします申告の「？」

平成 25 年度（平成 24 年分）の税の申告期間は、2 月 18 日（月）から 3 月 15 日（金）までです。申告についてよく分からないという人のために、税の申告に関するよくある質問についてお答えします。

- Q 扶養親族の申告って必要ですか？
- A 16 歳未満の扶養親族がいる扶養者は、扶養親族の申告を必ず行う必要があります。
- Q 公的年金収入の合計額が 400 万円以下で、それ以外の所得金額が 20 万円以下ですが、確定申告や市県民税の申告は必要ですか？
- A 所得税の還付を受ける場合を除けば、所得税の確定申告は不要です。しかし、市県民税の申告は必要です。また、医療費控除などの所得控除の申告を行うと市県民税額が減額になる人も、市県民税の申告が必要です。
- Q 市県民税の申告が必要ない人ってどんな人ですか？
- A 所得税の確定申告をする人や給与の支払報告

問い合わせは  
市県民税の申告については **市民税課** ☎ 898-6203  
国保税の納付確認書については  
**収納課** ☎ 898-6226  
後期高齢者医療保険料の納付確認書については  
**国民健康保険課** ☎ 898-5955  
介護保険料の納付確認書については  
**介護保険室** ☎ 898-6159

書が本市に提出される人、本市に住んでいる人の税金上の扶養となっている人などです。

- Q 平成 24 年中に納付した国民健康保険（国保）税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、控除の対象になりますか？
- A 税の申告で社会保険料控除の対象になります。
- Q 国保税や各保険料の納付額はどやうやって確認できますか？
- A 納付額は、領収書や 1 月中旬に送付する口座振替済通知書で確認してください。年金天引きの人は、日本年金機構などから送付される源泉徴収票で確認を。また、国保税や各保険料それぞれについて、納付確認書を発行しています。

## 産業政策課と観光課を移動

# 前橋プラザ元気 21 の 3 階を広くします

問い合わせは **行政管理課** ☎ 898-6537

市民の皆さんへより良いサービスを提供するため、現在、前橋プラザ元気 21 にある商工観光部産業政策課と観光課の事務室を 1 月 15 日（火）に右表のとおり移動します。

1 月 15 日に事務室を移動する課			
課名	移動先	担当事務	新しい電話番号
産業政策課	市役所 3 階	セーフティネット保証制度、産業関係補助金制度など	898-6983
		企業立地推進など	898-6984
		雇用対策、就労相談など	898-6985
観光課	前橋プラザ元気 21 1 階	観光振興、観光イベントなど	210-2189（変更なし）

## 皆さんのおかげです

# 古紙収集で約 650 万円を節約

問い合わせは **ごみ減量課** ☎ 898-6272

10 月から開始した古紙分別収集の成果をお知らせします。収集した古紙の 1 カ月の総重量は、前年に比べ 20% 増の約 1,132t。減少傾向にあった地域の廃品回収も 5% 増加しています。これによって約 650 万円の焼却処分費用を節約できました。皆様のご協力に感謝します。これからも積極的な古紙分別をお願いします。



緑色のステッカーが古紙分別収集車の目印です